

契約約款の一部改正について

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年法律第100号）の一部が平成27年4月1日に施行されることに伴い、真岡市建設工事請負契約書及び建設関連業務委託契約書の一部を別添のとおり改正しました。

平成27年4月1日以降に締結する契約に適用されます。

真岡市業務委託契約書約款 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第43条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。) <u>第49条</u>の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき(同法第77条<u>に規定する抗告訴訟</u>が提起されたときを除く。)</p> <p>(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法<u>第62条第1項</u>の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき(同法第77条<u>に規定する抗告訴訟</u>が提起されたときを除く。)</p> <p>(3) 受注者が、<u>独占禁止法第77条に規定する抗告訴訟</u>を提起し、その<u>訴訟</u>について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>(賠償の予定)</p> <p>第48条 受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は発注者の請求に基づき、業務委託料(業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料)の10分の1に相当する額を賠償金として支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、発注者が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 受注者が、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法<u>第63条第2項</u>の規定により取り消された場合を含む。)</p> <p>(2) 略</p>	<p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第43条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。) <u>第49条第1項</u>の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき(同法第77条<u>の規定により、公正取引委員会の審決の取消しの訴え</u>が提起されたときを除く。)</p> <p>(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法<u>第50条第1項</u>の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき(同法第77条<u>の規定により、公正取引委員会の審決の取消しの訴え</u>が提起されたときを除く。)</p> <p>(3) 受注者が、<u>公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決</u>に対し、<u>独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴え</u>を提起し、その<u>訴え</u>について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>(賠償の予定)</p> <p>第48条 受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は発注者の請求に基づき、業務委託料(業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料)の10分の1に相当する額を賠償金として支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、発注者が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 受注者が、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法<u>第51条第2項</u>の規定により取り消された場合を含む。)</p> <p>(2) 略</p>